



- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」  
の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年9月1日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針      | 26点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験      | 35点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点  |
| ③ 語学力          | 16点 |

④ その他学位、資格等

11 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	パキスタン及びその他途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という）は 2,280 万人の不就学児童（以下「OOSC」という）を抱え、政府は OOSC 対策を教育分野の最重要課題の一つに位置付けている。その対策の一つのアプローチとして、JICA は「オルタナティブ教育推進プロジェクト」（2016～2020）（以下「フェーズ 1」という）によりノンフォーマル教育（以下「NFE」という）を通じて不就学児童への教育機会の提供を推進してきた。NFE は、子どもが居住するコミュニティ内または周辺に学習環境を整備することで、地理的要因（家庭から学校までの通学距離）に左右されず、かつ必要経費も安価なことから家庭的要因（家庭の生計状態や家族の教育に係る価値観）の観点からも有効なアプローチである。パキスタンでは OOSC の規模が大きく、特に女子の不就学率が高いことを踏まえると、公教育からの退学等を防止するだけでは対策として不十分であり、公教育の機会を享受できない子どもや成人に対するオルタナティブ（代替的）なアプローチとして NFE を位置づけ、強化する必要がある。フェーズ 1 では連邦直轄地、パンジャブ州、シンド州、バロチスタン州を対象に、①NFE に係る政策・行動計画等の策定支援、②NFE マネジメント情報システム（以下「NFEMIS」という）の構築、③公教育との同等性を確保した、速習型のノンフォーマル初等教育及び成人識字教育のカリキュラム・教材・教員研修モジュール・アセスメント手法の開発、といった成果を達成し、これによりパキスタン政府内でも NFE の推進が主要な OOSC 対策のアプローチとして認識されることとなった。

「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2」（以下「フェーズ2」という）ではこれまでに①NFEの政策策定・事業計画・実施に関するガバナンスの強化とデータに基づくマネジメントの支援、②フェーズ1で開発した初等教育の速習型学習プログラム（ALP）の改良と多様な対象者に向けた普及拡大、③職業技術を含む前期中等教育のALPの開発、④生活・職業技術を含む識字プログラムの改良と普及拡大を行ってきた。協力対象地域は本フェーズからハイバル・パフトウンハー州（KP州）を加え、計4州と連邦政府直轄地域のパキスタン全土に拡大している。協力期間は2021年2月～2025年1月で、現在3名の直営専門家（チーフアドバイザー、ノンフォーマル教育/モニタリング、業務調整）を派遣している。ただし、うち業務調整専門家については2023年9月で任期を終え、後任の着任（2024年1月を予定）までは2名体制となる予定である。

今回実施する中間レビュー調査は、2025年1月のプロジェクト終了を見据え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動及びNFE推進のための中長期的なパキスタン政府側の必要な取り組みについて分析・提言することを目的とする。

なお本プロジェクトのカウンターパート（C/P）は以下の5機関である（カッコ内は所在地）。本調査では各C/Pへの訪問を想定するが、治安及びスケジュール調整の結果次第で、特にバロチスタン州とKP州についてはイスラマバードやラホール等、別都市での面談に代える可能性もある。

- ・連邦：教育・職業訓練省（イスラマバード）
- ・パンジャブ州：識字・ノンフォーマル基礎教育局（ラホール）
- ・シンド州：学校教育・識字局（カラチ）
- ・バロチスタン州：社会福祉局（クエッタ）
- ・KP州：初中等教育局（ペシャワール）

上記のとおり本案件は対象地域が複数州にまたがり、関係者も多いこと、また現地調査日数も限られることから、事前の国内業務も活用しながら限られた時間で調査を行うことが重要になる。そのため、プロポーザルの「業務実施の基本方針」において、具体的な調査実施方法や方針の提案を求める。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事

業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2023年9月中旬～2023年11月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等 (モニタリングシート、調整委員会 (JCC) 議事録、専門家報告書、活動実績資料、詳細計画策定調査報告書、前フェーズの終了時評価報告書や業務完了報告書、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>等) をレビューし、プロジェクトの背景及び実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド (案) (和文・英文) を提案する。
- ③ 評価グリッド (案) に基づき調査項目を整理し、現地調査前に日本からオンライン調査で入手・検証すべき情報と、現地で入手・検証すべき情報、及びそれぞれの調査方法・工程を整理する。
- ④ プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P 機関、その他関係機関、他ドナー等) に対する質問票 (英文) を提案し、監督職員の確認後対象者へ送付、回収する。
- ⑤ オンライン調査 (メールやオンライン会議によるプロジェクト関係者へのヒアリング) を実施し、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ⑥ オンライン調査の結果を分析し、他の団員と議論の上現地調査での調査内容や工程を調整するとともに、評価報告書の素案作成に協力する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年11月中旬～2023年12月上旬)

- ① JICA パキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ パキスタン側 C/P と協議した評価グリッドに基づきプロジェクト関係者

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパキスタン側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びパキスタン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 中間レビュー評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 中間レビュー評価報告書の最終版の内容及び協議結果を、パキスタン側 C/P に説明する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の JICA パキスタン事務所等への報告に参加し、担当分野の調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023 年 12 月上旬～2024 年 1 月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野の調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー調査報告書（案）（和文・英文）の作成に協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024 年 1 月 31 日（水）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 中間レビュー調査報告書（案）（和文・英文）

② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 報酬単価

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月（現地人月分及び国内人月分を含む）にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。全体 1.95 人月、紛争影響国・地域分 0.17 人月、国内 1.25 であれば、以下の通りとなります。

紛争影響国・地域分 3,407 千円／月×0.17 人月=579,190 円

通常地域分 3,145 千円×1.78 人月（総人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値）=5,598,100 円

合計 6,177,290 円

（2） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

（3） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。発着地はラホールとし、航空経路は、日本⇄バンコクまたはドーハ⇄ラホールを標準とします。

（4） 臨時会計役の委嘱

臨時会計役を委嘱する予定はありません。

(5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 11 月～12 月上旬の間で調整中であり、期間は 3 週間を想定しています。JICA 団員より 1 週間程度先乗りで業務を開始する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：(必要な場合のみ) 英語⇄ウルドゥ語または他の現地語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境あり)

(2) 参考資料



- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チームから配付しますので、hmgbe@jica. go. jp 宛にご連絡ください。
  - ・オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2 PDM、P0
  - ・オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2 モニタリングシート Ver. 2
  
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・オルタナティブ教育推進プロジェクト終了時評価報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042349.html>
  - ・オルタナティブ教育推進プロジェクト事業完了報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043936.html>
  
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
  
- (3) その他
  - ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
  - ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び

調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。渡航前に JICA パキスタン事務所の安全管理ブリーフィングを受講し、行動規範に従って行動してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上